

宇部市障害福祉プラン（案）パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和3年1月19日（火曜日）から令和3年2月9日（火曜日）まで
- (2) 意見提出者：3人
- (3) 意見件数：15件

2 プラン案に関するご意見と対応（15件）

項目	件 数	対応区分			
		①意見を踏まえて反映するもの	②意見の趣旨や内容について既に記載済みのもの	③実施に向け検討、実施の際に参考とするもの	④その他
計画全体に関すること	1件			1件	
第1章 プラン策定の概要	0件				
第2章 本市の障害者等の状況	0件				
第3章 第四次宇部市障害者福祉計画					
・互いを理解し、共生するまちづくり	(5件)	(3件)	(1件)		(1件)
・ともに学び育つ	(3件)	(1件)		(1件)	(1件)
・ともに自立し安心して暮らす	(3件)	(1件)		(2件)	
・ともに働き楽しむ	(0件)				
計	11件	5件	1件	3件	2件
第4章 第6期宇部市障害福祉計画及び第2期宇部市障害児福祉計画	3件	1件		2件	
その他	0件				
合 計	15件	6件	1件	6件	2件

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
計画全体に関すること				
1		よくできていると思うが、施策内容のところで、連携する等書かれているが、全体的に各論を明確にしてほしい。具体的にどう行うのか掘り下げた内容を入れてほしい。	障害者福祉計画の施策を推進するうえで、障害者関係団体や障害福祉サービス事業所などの関係機関から、ご協力をいただき取り組む必要がある施策について、連携とし、内容を表記しているところです。いただいたご意見については、具体的で分かりやすい計画を策定するための、今後の参考とさせていただきます。	③
第3章 第四次宇都市障害者福祉計画				
基本目標I 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）				
2	P 17	障害についての理解促進について 障害者自身が積極的に社会参加することが重要。スポーツ大会や文化祭など同じ舞台でプレーすることはできなくても、車いすの選手がいて当たり前の状況を意図的に作ることも必要。	③地域、民間事業者等への理解促進の施策内容に「■障害のあるなしにかかわらず、参加できるスポーツイベント等を開催し、障害についての理解の促進を図ります。」を追記します。	①
3	P 18	学校での理解促進について ふれあい活動などの特別な行事でなく低学年から障害のある児童と一緒に学習できないか。 障害の有無に関わらず子どもたちが課題解決に向け知恵をだしていく、それがインクルーシブ教育なのでは。	②学校での理解促進の施策内容に「■小中学校では、交流及び共同学習を児童生徒の実態に合わせて行い、共に活動する体験を通してお互いを理解し認め合うよう取り組みます。」を追記します。	①
4	P 20	学校における配慮の実施について 教員や支援者が対象児童のことを正確に知ることが重要と考える。配慮によって達成することができるというような視点も必要。目的達成のため	③学校における配慮の実施の施策内容の「■児童生徒、保護者および教職員に対して、学校の教育活動を通して、配慮の実施についての意識啓発を行います。」を「■児童生徒、保護者および教職員が一緒に個々の特性を理解し、合理的	①

		の知識を教員や支援者は理解しておいてほしいし、配慮は設備面だけではないことも知ってほしい。	配慮について合意形成を図ります。」に修正します。	
5	P 2 2	コミュニケーション支援体制の整備 費用を助成し専門的人材の確保に努めるところでは、同行援護等の資格取得者が実際に支援者として増えているのか。	コミュニケーション支援人材育成助成金では、交付の条件を「障害者を雇用または支援している市内の事業所、若しくは団体に所属し、2年以上継続してコミュニケーション支援の活動に従事すること。」としています。そのため、実際に同行援護事業を行っている障害福祉サービス事業所の職員や同行援護のボランティア活動を行う人等が利用しています。 今後も、同行援護従事者をはじめ、コミュニケーション支援に関する専門的知識を身に付けたコミュニケーション支援人材の確保に努めます。	④
6	P 2 3	情報バリアフリー化の推進について これからデジタル化が進むが、有効に使える人が、障害の内容や程度によって変わるため、デジタル弱者をつくらない仕組みづくりをしてほしい。	④ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実の施策内容に「スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報収集や情報発信を促進するため、障害の特性に応じた研修等を実施します。」と記載しています。具体的な取り組みとしては、宇部市社会福祉協議会コミュニケーション支援室と連携し、研修会の実施や操作方法等の支援が行えるボランティア等の養成を行っていきます。	②
基本目標Ⅱ ともに学び育つ				
7	P 2 9	早期発見・早期療育の充実について 療育機関がない、ネットワークになっていないと感じていることばの教室、児童通園施設にも、民間リハビリ機関も空き待ち状態で、数が足りていない。公的な療育機関を増やしてほしい。 また、3歳や5歳児検診で気になる子全員がそ	障害児通所支援の児童発達支援や放課後等デイサービス事業については、今後も利用増加が見込まれることから、利用者が必要とするサービスを提供できるよう、多様な事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備に努めているところです。また、3歳や5歳児検診で気になる子がいた場合は、保護者の意向を確認しながら必要な支援が受けられるよう、関	③

		の子の療育プランや教育計画により保育園等で生活する、それを実行できるその子のための支援ネットワークチームがあるとよいと思う。	係機関と連携し支援を行っています。今後も引き続き一人ひとりの状況に合わせた必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携を図っていきます。	
8	P 3 3	就学・教育相談の充実について 就業している方は日時の決まった茶話会等は出席が困難なため、必ず出席する就学相談の場に親の会やメンター、支援学校 PTAなどの気軽な相談場所として保護者の交流があるとよい。	①就学相談の充実の施策内容の「児童生徒やその保護者対象の進路学習会を実施し、意見交換や保護者間の交流ができる場をつくるなど、保護者間の交流促進を図ります」を「児童生徒やその保護者対象の進路学習会では、学校関係者や先輩保護者による説明会や講演会を実施するとともに、保護者の交流の場を設け、情報交換会を兼ねて実施します。」に修正します。	①
9	P 3 3	就学・教育相談の充実について 県のスクールソーシャルワーカーは手いっぱいと聞いている、スクールソーシャルワーカーを宇部市が配置するのだろうか。教員の負担軽減のためにもぜひ充実していただきたい。	スクールソーシャルワーカーについては、平成24年までは県から派遣されていましたが、平成25年から県の補助制度を活用しながら本市での任用を開始し、令和2年度は会計年度任用職員として任用しています。今後も引き続きスクールソーシャルワーカーの増員等、県への補助金増額の要求と併せて支援の充実を図っていきます。	④
基本目標Ⅲ ともに自立し安心して暮らす				
10	P 4 0	障害者相談員協議会の取り組みも計画内に取り入れてほしい。	①総合相談支援の実施(複合的な課題の相談窓口の拡充)の施策内容の「障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員※について、市や地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。」を「障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員※の情報交換等による相談機能の充実を図る障害者相談員連絡協議会※について、専門相談機関及び、市や地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。」に修正します。また、用	①

			語解説に障害者相談員連絡協議会を追記します。	
11	P 45	地域移行地域定着支援の強化について 支援者スキルをみがきどれだけ支援を確保できるのかは大きな課題になりそうですが、夜間の行動支援や家事支援の充実を願います。	行動援護については、令和元年度末時点で市内に事業所が1か所のみであり、利用実績はありませんでした。人材の確保やサービスの質の向上など、今後も、地域相談支援(地域移行支援)を中心としたサービスの提供に必要な支援体制の整備に努めています。	③
12	P 48	成年後見事業の充実について 現在の制度は金銭管理を中心とした制度となっており、知的障害のある人にとって親亡き後や弁護士等、本人を知らない人に任せられなく使いづらいため、社協や法人など本人をよく知る人による支援とセットになった制度にしてほしい。	現在策定中の宇部市成年後見制度利用促進基本計画では、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」を重点目標に位置付けています。障害の内容による特性を理解し、法定後見制度だけでなく、任意後見制度の活用も踏まえ、本人の意思を十分にくみ取ることができる意思決定支援などに取り組んでいきます。	③

第4章 第6期宇部市障害福祉計画及び第2期宇部市障害児福祉計画

13	P 71	福祉施設から一般就労への移行等について 就労できるかは障害者本人と支援者側の要因と事業者側の要因によるものであり、就職者数に加え、就職先の業種・職種も掲載してはどうか。	(4) 福祉施設から一般就労への移行等に、一般就労した人の業種・職種について下記のとおり追記します。 また、主な業種としては、福祉サービス業が8人(約28%)、卸売・小売業が7人(約24%)、製造業が5人(約17%)、清掃業が3人(約10%)となっており、主な職種としては、販売サービス職が11人(約38%)、清掃員が8人(約28%)、福祉専門職が4人(約14%)、生産工程職が3人(約10%)となっています。	①
14	P 88	計画に障害者を新規に雇用した事業所数と雇用者数を増やした事業所数の数値目標があつてもよいのでは。	ご意見については、事業所が雇用される方は、学校新卒者など福祉的就労以外から就労される方もおられるため、障害福祉計画(サービス計画)より、障害者福祉計画で検討すべき内容と考えます。ただし、法定雇用率が今後も引き上げされることで、それに合わせて障害者を雇用する事業所数が増えるこ	②

			と、また、障害者福祉計画 基本目標Ⅳ ともに働き楽しむに「民間企業障害者雇用率」を関連指標として既に掲げていることから、事業所数の数値目標の設定は行いません。ただし、一般就労の場合には、受け入れ側に対する取り組みも重要なため、今後も企業等への障害者理解をはじめ、障害者雇用の促進に必要な支援に取り組んでいきます。	
15	P 92	障害福祉サービスの質の向上のための取組について 研修を職場で生かせると思う人は多くなく、職種にもよると思うが職員、教員のスキルが生きる環境も大事と思う。また、職場の環境だけでなく保護者においても障害と付き合うのは長い目で見る必要がある。本人の支援チームをしっかり構築し、それぞれ持ち味が生きる環境整備を願います。	増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談支援体制の充実・強化のための体制づくりのほか、研修への参加を促進するなどサービスの質の向上に取り組んでいきます。なお、市の職員も県等の実施する研修へ積極的に参加していきます。今後も関係機関等が連携して、一人ひとりの状況にあった必要なサービスが適切に提供されるよう努めています。	③